

債務保証の対象者

農業信用保証保険法及び同法施行令で定められている「農業者等」は次のとおりです。

- (1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営む者及び農業に従事する者
- (2) 農業協同組合
- (3) 農業協同組合連合会
- (4) 農事組合法人
- (5) 農業共済組合及び農業共済組合連合会
- (6) 土地改良区及び土地改良区連合
- (7) たばこ耕作組合
- (8) 農業振興事業(※2)を主たる事業として行う事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会(※3)
- (9) 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人(※4)
- (10) 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社(※5)

(※1) 会員資格を有する者は、当協会の区域内（青森県内）に住所を有する農業者等及び当協会の区域の全部又は一部を区域とする地方公共団体とされています。

(※2) 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業その他の農業の振興に資する事業をいいます。

(※3) 事業協同組合は、農業を営む者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限り、

事業協同小組合は、農業を営む者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限り、

協同組合連合会は、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限り、

(※4) 農業を営む者及び農業に従事する者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているものに限り、

(※5) 農業を営む者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有し、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているものに限り、